

「終身サポート事業者」ガイドライン⑪

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」では、事業者が契約を締結した後、契約を履行に当たって留意すべき事項として、①サービス提供の管理について、②提供するサービス内容ごとの留意事項、③利用者から金銭等を預かる際の対応について、④契約の変更・解約に当たって留意すべき事項、⑤判断能力が低下した場合の対応、という5つが記されています。



二つ目の「提供するサービス内容ごとの留意事項」の中で、特に「死後事務委任契約と相続人の関係について」の記載は、議論のあるところだと思います。

利用者の死後、死後事務に関して生前の本人の意思と相続人の希望とが異なる場合には、まず事業者が相続人に対して生前の本人の意向を丁寧に説明し、その理解を得られるように努力することが望ましい。その際、相続人がなお生前の本人の意思に反して契約の解除や契約内容の変更を求める場合には、相続人の申出に応じて合意により契約の解除や契約内容の変更をすることも検討すべきと記載されています。

読者の皆様は、この記載をどのようにお感じになるでしょうか。これは、「相続人」と利用者との生前の関係性によって、意味合いがまったく異なってくると思います。

例えば、子供のいない夫婦がどちらが先にどのような状況になるかが分からないので、夫婦で終身サポート事業者と契約していて、妻が支援が必要な状況になっていたところ、夫が先に亡くなった場合を想定してみましょう。夫は「葬儀は火葬のみの直葬で、他は何も必要ない」「墓じまいも終えているので、火葬後すぐに海洋散骨で」と希望していました。しかし、もし残された妻が「夫の兄弟の手前、せめて家族葬で」「火葬後すぐは寂しいから、しばらく遺骨を家に置いておきたい」と希望すれば、そのご夫婦のこれまでの関係性を考えると、生前の本人の意思に反しても相続人の希望に沿う死後事務に変更することは、何ら問題ないと思います。それは、きっと「妻の意見を聞いてあげてほしい」と考えるであろうという利用者の真の意思が推定できるからです。

一方で、次に残された妻が亡くなったときはどうでしょう。妻の相続人は妻の妹になりますが、実は父親の相続の時にもめて以来、不仲になってしまい、自分自身の遺産を唯一の相続人である妹にだけは相続させたくない、だからこそその他の死後事務についても、決して妹には関わってほしくないという生前の本人の意思がはっきりしている状況であれば、いくら本人の死後に妹が「相続人の権限で契約を解除する、契約の内容を変更する」と主張しても、法律的な限界はありますが、事業者としてはできる限り利用者本人の生前の意思に寄り添う対応をすべきではないでしょうか。

まだこの事業が法的にしっかり定義づけされていないからこそ、このような相続人至上主義ともいえる対応がガイドラインに盛り込まれていますが、今後、亡くなった後の本人意思の尊重について、国民的な議論が必要だと思います。

つづく